

## 第42回指定都市市長会議の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、11月24日  
東京都内において「第42回 指定都市市長会議」を開催し、次の  
議案を採択しました。

### 採択した議案

教職員定数の改善・充実に関する指定都市市長会要請  
地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める要請  
指定都市を災害救助の主体とする法改正に向けた考え方  
障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言  
国民健康保険に関する指定都市市長会要請  
子ども等の医療費助成等に関する指定都市市長会要請  
かかりつけ医等の普及に関する指定都市市長会要請  
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた指定都市の提言  
安全・安心なまちづくりに向けた提言

詳細については、別紙をご覧ください。

## 教職員定数の改善・充実に関する指定都市市長会要請

指定都市市長会では、平成 27 年度、2 回にわたり、教職員定数の改善・充実に関する緊急アピールを表明し、いじめや不登校及び特別な支援が必要な児童生徒への対応、家庭環境の変化等に伴う家庭の教育力の低下や子どもの貧困問題等、複雑化・多様化する学校現場の実情や学校及び教職員が果たす役割の増大について、繰り返し訴えてきた。

それにも関わらず、今月開催された財政制度等審議会において、少子化の進展により、平成 38 年度までに約 4 万 9,000 人の教職員定数を削減すべきとの考えが示された。現場を預かる基礎自治体としては、こうした機械的な定数削減の方針は、実態を見誤っていると言わざるを得ない。

特に、発達障害等により通級による指導を受けている児童生徒は 10 年前と比較すると約 2.3 倍、日本語指導が必要な児童生徒は約 1.6 倍となっている。今後も増加が予想される中、各自治体が個に応じた教育機会を提供するためには、安定的・計画的に教員の採用・配置・育成を行える環境を、国が確保する必要がある。

また、義務教育段階における教育水準の維持向上を図ることは国の責務であり、日本語指導が必要な児童生徒について、「地域の自治体・企業・経済団体との連携を強化すべき」と、あたかも国が責任を放棄し、地方に負担を転嫁するかのような考えは到底受け入れることができない。

子どもたち一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供することが、国の目指す「誰もが活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会」実現の第一歩となるはずである。そのために、国においては、貧困に起因する教育格差やいじめ等の教育課題への対応はもとより、通級による指導や日本語指導について、国の予算折衝に左右される加配定数から予算の裏付けのある基礎定数への転換など、教職員定数の改善・充実を早期に実現することを強く求める。

平成 28 年 11 月 24 日  
指定都市市長会

## 地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める要請

現在、国においては、住宅を活用した宿泊サービスができるよう既存の旅館業法とは異なる「民泊」制度の法制化が検討されています。

「民泊」には、シェアリングエコノミーによる経済効果や空き家対策、近隣住民の生活環境との調和を大前提とした静謐な住環境とのバランスの確保など、多様な側面があることから、法制化に当たっては、地域の実情によって異なる様々な観点を総合的に考慮する必要があります。

また、観光立国推進基本法の基本理念においても、「地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要である」と謳われています。

これらのことから、「民泊」制度については、観光立国の推進、地方創生の観点からも、観光振興と地域社会の発展の両立を図る持続可能なものとし、それぞれの地域の実情に合わせて、地域活性化の原動力となるよう、運用していかなければなりません。

条例等に基づき地域独自の規制を行った場合、国内の経済活動に支障が出る可能性があるとして、規制内容を国が法令で一律に規定しようとする動きもありますが、国政の大きな要と位置付けられる地方分権改革の着実な取組と成果を十分踏まえた上で議論を行い、地方分権と規制改革の考え方を両立させるべきです。

つきましては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、下記のことを要請します。

### 記

「民泊」制度の法制化に当たっては、自治体が条例を制定せずとも、国の法令に基づき、制度運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。

そのうえで、自治体が必要に応じて条例の制定等を行えるようにし、地域の実情に応じて、地域独自のルールや体制の構築が可能となるようにすること。

平成28年11月24日  
指定都市市長会

## 指定都市を災害救助の主体とする法改正に向けた考え方

指定都市市長会は、「基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えている指定都市が、災害時には救助等の事務・権限について自ら包括的に担うことが適当である」との考えから、長年にわたり、道府県から指定都市への権限移譲を柱とする災害対応法制の見直しを求めてきた。

特に熊本地震以降、「災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請」や「災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針」を内閣府に提出し、繰り返しその必要性を訴えているところである。

先日、内閣府から指定都市市長会宛ての文書で、事務委任の活用を図るよう改めて依頼する考えであること、また、災害救助の実施体制をはじめ円滑な実施を図るための課題について検討・調整する場を設けることが示されたが、具体的な法改正には言及されていない。

世界有数の災害大国である日本では、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震、大型台風や集中豪雨、さらには火山噴火等による大規模な災害が発生するおそれが指摘されており、一刻も早い災害対応法制の見直しが必要である。

これまでも国の検討会議等において指定都市と道府県の役割分担について議論されているが、災害時に指定都市がその能力を十分に発揮できる自立かつ機動的な体制を確立するとともに、被災地全体の視点からより迅速かつ的確な救助を可能とするため、指定都市市長会として以下の考え方を示す。

- 1 指定都市市長会は、指定都市が救助の実施主体と位置付けられるよう、災害救助法を早期に改正し、平成 30 年度中に施行することを求める。
- 2 上記 1 を達成するため、内閣府が早急に設置するとしている「検討・調整の場」における災害救助法による救助の実施主体や広域調整の在り方の検討に当たっては、指定都市と道府県による適切な役割分担に基づく迅速な救助活動の実現に向けて実効性のある協議がなされるよう、内閣府の積極的な調整を求める。

平成 28 年 11 月 24 日  
指定都市市長会

## 障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言

平成28年7月26日、相模原市にある障害者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」において、多くの入所者が殺傷されるという極めて凄惨な事件が発生しました。

この事件は、事件を引き起こしたとされる施設の元職員が、障害者の人権を侵害するような発言、差別や偏見を助長する発言をしていたと伝えられており、障害者やその家族、障害者の支援に携わる方をはじめ、多くの方々に不安や悲しみ、言いようのない怒りを与えました。

この事件を受け、障害者支援施設などでは、安全管理を強化することによる地域との関わりへの影響が懸念されておりますが、これまでと同様に、地域との交流を深めつつ、施設の安全性を高めていかなければなりません。

指定都市では、これまでも障害者の暮らしを支え、障害に対する理解を促進する取組を進めてまいりましたが、このような事件が二度と起こらないようにするためには、一人ひとりがより一層障害者への理解を深め、偏見や差別の無い社会を築き上げなければなりません。

そこで、指定都市市長会は、全ての人の命は平等でかけがえのないものであるという理念のもと、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、市民の皆様とも連携しながら、強い決意を持って全力で取り組んでいくことを宣言します。

平成28年11月24日

指定都市市長会

# 国民健康保険に関する指定都市市長会要請

## 1. 国民健康保険財政について

### (1) 現状・課題

国保は、他の医療保険と比べ、高齢者や低所得者の割合が高く、財政基盤が脆弱である。各市町村は国保財政の健全化に取り組んでいるが、一般会計から多額の法定外繰入れが行われないと、収支バランスが取れない状況にある。国保への財政支援の1,700億円の更なる拡充について、確実に実施することによって、国保の都道府県単位化を着実に実施することが可能になる。また、国保の都道府県単位化を実施したとしても、今後、団塊世代を含む高齢化の進展、高額医薬品の保険適用等により、国保財政の悪化が見込まれる。

### (2) 要請事項

消費税引上げを延期する法案が可決されたが、国保への財政支援の1,700億円の更なる拡充を平成29年度から必ず実施するよう求める。また、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の引上げ等、財政支援の一層の拡充を検討するよう求める。

さらに、将来的に医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現することを求める。

## 2. 国民健康保険の都道府県単位化について

### (1) 現状・課題

平成30年度からの国保の都道府県単位化に向け、各都道府県内で協議を行っている。国の国保運営方針策定要領やガイドラインでは、保険料率は市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、二次医療圏や都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能とするとともに、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取組等を進めることが求められている。このような中、国保の都道府県単位化に当たり、市民の納得を得るためにも、保健事業や医療費適正化、保険料収納対策等を充実していくことが重要である。

## (2) 要請事項

指定都市においては、医療費適正化、保険料収納対策、効果的・効率的な医療提供体制の構築等について、別紙のような取組を行っているが、これらの取組を強化するため、次の事項について実施することを求める。

ア 保険者が被保険者の健康づくりに積極的に取り組み、医療費適正化にも資するよう、特定健診、がん検診、事業主健診等のデータを被保険者毎に保険者に集約するとともに、地域において住民の健康増進を担う自治体もそのデータを共有し活用できる仕組みを構築すること。

イ 予防重視の観点から、特定健診の受診率が上昇した又は高い自治体等には特定健診国庫負担金の補助率を引き上げるなど、被保険者の健康づくりの取組をさらに支援すること。また、特定健診・保健指導の国庫負担金の基準単価を引き上げること。

ウ 国保保険料は口座振替により支払うことを原則とするよう、国のガイドライン等で示すこと。

## 3. 子育て世帯の国民健康保険料の負担について

### (1) 現状・課題

国保においては、被保険者ごとの均等割保険料があることから、収入のない子どもであっても、世帯の子ども数に応じて保険料が増える構造になっている（被用者保険では、所得に応じた保険料）。子どもの被保険者数に応じた市町村への財政支援が予定されているが、子育て世帯の保険料負担を直接軽減する制度はない。各地域の将来を担う次世代の健全な育成を図るため、子育て世帯の負担を軽減することが必要である。

### (2) 要請事項

国保の均等割保険料の算定に当たり、子どもには収入がないことを前提に、子育て世帯の負担を軽減するための所要の措置を講ずるよう求める。

平成 28 年 11 月 24 日  
指 定 都 市 市 長 会

## 指定都市における医療費適正化、保険料収納対策、各地域で提供される医療サービスの均質化に関する取組（例）

### ① 医療費適正化

#### ◆ 慢性腎臓病（CKD）発症・重症化予防への取組（静岡市）

- ・ レセプト・健診データに基づき、腎不全の予防のため、慢性腎臓病(CKD)の対策を重点的に実施。
- ・ データヘルス計画に「新規人工透析導入患者数の減少」を掲げ平成 28 年度には、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを医師会と協力して作成中。
- ・ 発症予防のため、30 歳代の健診・保健指導、宿泊型糖尿病予防教室、地域での啓発等を実施。

#### ◆ 特定健診の受診率向上（仙台市）

- ・ 対象者に受診券を送付する際、案内チラシ、受診できる医療機関名簿を併せて送付。新たに特定健診の対象となる 40 歳の対象者には、受診券発送前に、特定健診の受診を促すリーフレットを送付。
- ・ 毎年実施方法・対象者を変えながら、未受診者への受診勧奨を実施。（平成 27 年度：過去に受診したことがあるが、前年度未受診だった者に、電話にて受診勧奨。過去に受診歴のない者に、ハガキにて受診勧奨。）
- ・ 必須項目のほか、貧血検査、心電図、眼底検査、血清尿酸検査、腎機能検査を全員に実施。
- ・ 特定健診の自己負担額はなし。

#### ◆ にいがた未来ポイント（新潟市）

- ・ 健康づくりとエコ活動への参加により、「未来ポイント」を付与し、1 ポイント＝1 円で、新潟市共通商品券やバス乗車ポイントに交換できる「インセンティブ制度」。
- ・ 平成 28 年度は、新たに歩数に応じて「未来ポイント」を付与し、歩くことによる健康づくりを一層推進。
- ・ 市民の健康づくりの動機付け、健康的な生活習慣の定着を図るとともに、医療費抑制効果を見込む。  
※ 筑波大学 久野研究室の報告によると、1 日 1 歩多く歩いた場合に 0.061 円の医療費抑制効果  
(例:歩数 2,000 歩/日 増加×365 日×0.061 円×事業参加者 1,000 人≒約 4,450 万円/年)

### ② 保険料収納対策

#### ◆ 保険料の口座振替による支払いの原則化（名古屋市）

- ・ 国保への加入手続きに当たり、保険料納付方法は口座振替であることを説明。
- ・ キャッシュカードを持っている場合は、窓口でキャッシュカードによる口座振替申込み(ペイジー)を行ってもらおう(31 の銀行に対応)。(居住確認のはがきを住所に送付し、後日、窓口ではがきと引き換えに保険証を交付)
- ・ 加入時に口座振替申込みをしない場合は、居住確認のためのはがきと口座振替依頼書を住所に送付。後日、それらを持って来庁し、窓口で口座振替申込みを行った後、保険証を交付。銀行口座をもっていない等の場合にのみ、納付書による納付とし、それ以外は、あらためて口座振替勧奨を行う。
- ・ 口座振替勧奨マニュアルの改訂と徹底により、新規加入時の口座振替申込割合の向上を図った。

#### ◆ 保険料の効率的かつ効果的な徴収体制（川崎市）

- ・ 「川崎市こくほ・こうきコールセンター」を開設(委託)。
- ・ 同センターが電話による国保・後期高齢者医療の総合案内(制度、保険料算定等)、初期末納者への電話催告や訪問収納、国保不当利得等催告などを一体的に実施することで、市職員が滞納整理に注力できる体制を構築。

### ③ 医療サービスの均質化

#### ◆ 「広島都市圏構想」における医療の充実・強化（広島市）

- ・ 広島市を連携中枢都市として、経済面や生活面で深く結びついている圏域内の 24 市町が、地域の資源を圏域全体で活用する施策を展開。
- ・ 広島市北部の市立病院の建替えを行い、近隣市町の住民も、拡充する高度で先進的な医療を受けられるよう取り組むとともに、医師派遣など圏域内の医療機関の支援に取り組む。
- ・ 24 時間 365 日体制の救急電話相談センター事業の圏域全体での実施、市立病院と圏域内の医療機関の ICT ネットワーク整備など、効果的・効率的な医療提供体制の構築に取り組む。



# 子ども等の医療費助成等に関する指定都市市長会要請

## 1. 現状・課題

全国どこに住んでいても同じように、安心して医療機関を受診できるようにすることは、健康で安全な生活を送るために必要なことである。しかし、現状では、自治体が子どもや障害者等への医療費助成を地方単独事業として実施しており、自治体の財政力等によって、医療費助成の対象範囲、所得制限や一部負担金等に違いがある。近年、医療費助成のあるべき姿がなおざりにされたまま、自治体間で医療費助成の拡大競争が激しくなっているという指摘もある。

また、自治体が地方単独事業として現物給付により医療費助成を行った場合に、医療費の波及増分について国保国庫負担金等を減額する措置は、医療費助成のあるべき姿とは無関係に、各自治体の国保財政に重大な影響を及ぼしている。

## 2. 要請事項

子どもや障害者等に対する医療費助成については、社会的に弱い立場にある者を支援する等の観点から、全国一律に実施されるべきものであり、国において、ナショナルミニマムとして、統一的な医療費助成制度を創設するよう求める。

また、自治体が現物支給により医療費助成を行った場合の国保国庫負担金等の減額措置について、廃止するよう求める。

平成 28 年 11 月 24 日  
指 定 都 市 市 長 会

# かかりつけ医等の普及に関する指定都市市長会要請

## 1. 現状・課題

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療機能の分化・連携を推進するとともに、地域において必要な医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していく必要がある。こうした取組のキーパーソンとして、かかりつけ医の役割が改めて重要になるが、かかりつけ医がいる患者は約5割となっている。

医療関係団体が平成25年に「かかりつけ医」の定義・機能を整理するとともに、平成28年4月から「日医かかりつけ医機能研修制度」を開始した。また、国において、平成26、28年度診療報酬改定で、かかりつけ医を評価する新たな点数を設定している。

このような中、自治体としても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、かかりつけ医の普及を促進していく必要があるが、患者がかかりつけ医をもっているか把握し、患者にかかりつけ医の受診を促す仕組みがない。

また、高齢者ができる限り地域で暮らしていけるよう、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及も図る必要がある。

## 2. 要請事項

指定都市においては、かかりつけ医等の普及について、別紙のような取組を行っている。

かかりつけ医の定義・機能について、医師と患者、医師間などで認識にかい離が生じないように、国全体でその定義・機能を共有した上で、患者等に一層の周知啓発を行うよう求める。

また、地域包括ケアの推進にあわせて、かかりつけ医の普及を図るため、例えば65歳以上の高齢者が予めかかりつけ医を登録でき、かかりつけ医を受診することを促すとともに、かかりつけ医が、副かかりつけ医等のサポートを受けながら、その機能を果たすことを促す制度を創設するよう検討することを求める。

平成28年11月24日

指定都市市長会

## 指定都市におけるかかりつけ医等の普及に関する取組（例）

◆ 在宅医療・介護連携推進事業（千葉市）

## ① 訪問診療医師増強研修（平成 27 年度～）

- ・ 市医師会に委託し、訪問診療に興味のある医師を対象に、訪問診療への参入のきっかけを提供する研修を実施。
- ・ 研修では、訪問診療に必要な知識の習得を行うほか、経験が豊富な医師とともに患者宅を訪問する「同行訪問研修」を行っている。

## ② 在宅医療・介護対応薬剤師認定事業（平成 28 年度～）

- ・ 市薬剤師会との協働により、在宅で療養する市民に対して、自宅等へ出向き、最適かつ安全安心な薬物療法の提供を行うとともに、在宅医療・介護に関わる多職種と十分に連携することができる薬剤師を増やすため、一定の研修を受講した薬剤師を「在宅医療・介護対応薬剤師」として認定している。

◆ 静岡型地域包括ケアシステムの構築（自宅でずっとプロジェクト）（静岡市）

## ① 小圏域における在宅医療推進モデル事業（平成 28 年度～）

- ・ 小学校区程度のモデル地域を設定し、身近な地域のかかりつけ医、副かかりつけ医などの医療・介護関係者が会し、テーマに基づきミーティングを行い、連携体制と信頼関係を築き、チームで在宅医療・介護を支える体制の構築を推進。
- ・ 地域の方々の協力を得て連携を図るとともに、地域の市民に事業の成果を積極的に発信。

## ② 医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業（平成 28 年度～）

- ・ 高齢者が在宅でも安心して暮らせるよう、病院や地域包括支援センター等に対して、かかりつけ医の紹介や介護サービスの手配等に関する助言や情報提供、関係機関との調整等を行うスーパーバイザーを医師会に委託して配置。

## （参考）

■ かかりつけ医の定義（平成 25 年 日本医師会・四病院団体協議会）

- ・ なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師

〈かかりつけ医機能〉

- ・ 日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する。
- ・ 自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築する。
- ・ 日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。
- ・ 患者や家族に対して、医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

# ワーク・ライフ・バランスの推進 に向けた指定都市の提言



平成28年11月

指定都市市長会

## 提言の趣旨

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」で謳われているように、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を目指して、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、多様な個人が能力を発揮できる活力ある社会づくりに取り組んでいます。

このような動きを受けて、指定都市市長会では、本年4月に、「誰もが活躍できる社会実現プロジェクト」を設置し、指定都市の現状と課題、取組を踏まえ、誰もが活躍できる社会の具体像やその実現に必要な政策について検討してきました。

本プロジェクトでは、高齢者や障害者等がいきいきと暮らすことができる社会、現役世代が仕事と余暇を楽しみながら地域活動に参加し、生きがいを持って暮らすことができる社会を理想とし、目指すべき「誰もが活躍できる社会」を、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂、国民一人ひとりを社会の構成員として取り込むこと）という理念のもと、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）を向上させ、すべての人が自己実現を目指すことができる社会と定義しました。

我が国の現状を見ると、長時間労働や非正規雇用労働者の増加等の問題を抱えるとともに、高齢者や障害者等の社会参加も十分とは言えない状況にあります。また、企業が東京や大阪に集中しているため、周辺都市では非常に多くの人が長時間の通勤を強いられるなど、生活面への弊害も生じています。一方、それ以外の都市では、比較的、職住近接で通勤時間が短く働きやすいなど、仕事と生活の調和が図られやすいという特徴を有しています。

このような現状を踏まえ、あらゆる人の仕事と生活の調和や多様で柔軟な働き方を実現することは、高齢者や障害者等の活躍にもつながることから、本プロジェクトでは、「誰もが活躍できる社会」を実現するため、「ワーク・ライフ・

バランスの推進」をテーマとしました。

「ワーク・ライフ・バランス」を推進することにより、働く人の家族と関わる時間が増加するだけでなく、消費性向の向上により経済活動の活性化につながるなどの効果が期待できます。

また、多様で柔軟な働き方が可能となることで、子育て世代、高齢者、障害者等、あらゆる状況にある人々の生きがいつくりに寄与できると考えます。

国においても、一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジとして「働き方改革実現会議」を設置し、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定などの検討を進めている状況であり、「ワーク・ライフ・バランス」は、まさに国を挙げて推進すべき喫緊の課題であります。

国が「働き方改革」のための具体的な制度の構築に動いているこの機会を捉え、実効性のある制度の確立に向け、以下のとおり提言します。

## 1 職住近接のさらなる実現のための企業の地方移転促進

職場と住居が近接していることは、「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために有効であると考えられる。

近年、東京などにおいて、地価の下落などに伴い、都心回帰が進んでいることは、「ワーク・ライフ・バランス」の観点からは望ましいが、それだけでは十分であるとは言い難い。一方、その他の都市では、住宅環境や通勤環境は比較的良好であるものの、雇用の機会が十分でない現状がある。

国においては、地方創生のもと、地方拠点強化税制などを実施しているが、職住近接という特性をさらに活かした「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためにも、地方拠点強化税制について、適用対象の拡大や措置内容の充実により現行の支援制度を拡充するなど、企業にとって活用しやすいものとし、企業の地方移転を促進すること。

## 2 企業に対する取組の促進

大企業では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性活躍の状況の把握、課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定が義務化されているが、中小企業では資金や人員に余裕がなく「ワーク・ライフ・バランス」に取り組むことが難しいと感じている企業が多い。我が国の従業員数の約7割を占める中小企業で取組が進むことは、「ワーク・ライフ・バランス」を推進する上で大きな意義がある。

### (1) 意識啓発

「ワーク・ライフ・バランス」は、企業経営上マイナスとなるものではなく、「社員満足度」を向上させることで、優れた人材を確保することができ、業務効率を上げるなど、生産性の向上につながる企業の経営戦略の一つである。

しかし、中小企業では、資金的、人力的な制約から、「ワーク・ライフ・バランス」に取り組むことが難しいと考えている企業が多い。

「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識啓発を社会全体、特に中小企業に対して進めること。

## (2) 多様な働き方に資する助成制度の拡充

「ワーク・ライフ・バランス」を推進するためには、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進等、多様な働き方に対応した制度を導入することが有効である。

しかし、特に中小企業では、制度の周知が十分でないこと、財源や人員の確保が難しいことから、柔軟な勤務時間・場所の設定や休暇制度等、多様な働き方に資する制度の導入に踏み出しにくいという現状があるため、そうした制度を導入・実施するためのインセンティブとなるような助成制度を拡充すること。

また、制度をわかりやすく周知するとともに、利用しやすい相談支援・受付体制を整備すること。

## (3) 代替要員の雇用支援

従業員が育児や介護等により休業することについて、特に中小企業ではその影響が大きく、代替要員の確保も容易ではない。

企業における育児や介護等による離職者を増やさないため、代替要員を雇用する費用に関する助成制度などを拡充すること。

## 3 「正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進

我が国の非正規雇用労働者の割合は約4割であり、そのうち、25歳から34歳までの若年層において、不本意ながらも非正規雇用労働者として働いている人の割合は約3割となっている。

その対策として国が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」では、主な目標として、若年層の不本意非正規雇用労働者の割合を現状から半減することや非正規雇用労働者の待遇改善等を掲げている。

非正規雇用労働者は、正規雇用に比べ、雇用が不安定、賃金が低いなどの課題があるため、非正規雇用労働者の正社員転換及び賃金格差の是正などによる待遇改善等を進めることは、多様で柔軟な働き方による「ワーク・ライフ・バランス」の実現の基礎となり、労働意欲や生産性の向上等、経済の活性化につながると考える。

「正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進にあたっては、各道府県労働局



が、圏域の中で企業が集積し、若年層の就労支援事業に積極的に取り組んでいる指定都市などと連携し、地域の実情に応じた支援・補助メニューを創設するなど、確実に推進していくこと。

#### 4 社会参加の促進

「ワーク・ライフ・バランス」の実現のためには、仕事と育児や介護等との両立だけでなく、地域活動などに積極的に参画することにより、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるという考え方を持つことが重要である。

このことを社会全体で認識できる機会を創出し、国民全体での意識を醸成するため、国民の祝日に関する法律などにより、新たな休日を設定すること。

なお、新たな休日の設定にあたっては、伝統行事やイベント等、各地域での地域活動や社会貢献活動の活性化につながる適切な日を地域ごとに設定できるよう併せて検討すること。

# 安全・安心なまちづくりに向けた提言

～災害に強い強靱なまちを目指して～



平成28年11月  
指定都市市長会

# 目 次

前 文	1 頁
1. 緊急輸送ルート確保に向けた補助制度の見直し	2 頁
2. 沿道建築物の耐震化の促進に向けた補助制度の見直し	4 頁
3. 基幹的広域防災拠点の分散化	6 頁
4. 被害認定調査の基準等の見直し	8 頁

本年4月に発生した熊本地震は、震度7を2度記録するなど、熊本市をはじめとして広範囲にわたって家屋や農地、道路や橋梁が損壊するなど甚大な被害をもたらした。市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、長時間・広範囲にわたる強い地震と巨大津波の発生により、東日本の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたことも、記憶に新しいところであり、発災から5年が経過した今なお復旧復興に向けた取組が精力的に進められている。

我が国では、近年、地震災害のほか、火山災害、大雨による土砂災害や河川の氾濫等の大規模な災害が発生していることから、防災・減災対策のより一層の推進を図り、安全で安心して暮らせる災害に強い強靱なまちづくりが求められている。

国においては、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、大規模災害等による国民生活及び国民経済への影響を軽減するとともに、国際競争力の向上に資することを目的に、強靱な国づくりへの取組を推進している。こうした取組を受け、各自治体においても、地域の状況に応じた河川・海岸堤防の整備や道路、橋梁の耐震化等のハード対策などに取り組んでいる。

このような中、指定都市市長会においては、様々な災害を想定しながら防災力を高め、国土を強靱化し、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向け、平成28年4月に『安全・安心なまちづくりプロジェクト』を発足し、「大規模災害に強い強靱なまちづくり」の推進に資する方策について検討を進めてきた。

また、本プロジェクト発足直後には、平成28年熊本地震が発生し、すべての指定都市が支援活動に取り組んだところであり、こうした活動を通じて捉えた緊急的に検討を要する課題について、東日本大震災における事例も併せて検討を進めた。

指定都市は、周辺地域における拠点であり、その牽引役として、国や都道府県をはじめ、他の自治体などと緊密に連携を図りながら、主体性を発揮した、より効果的な防災体制を構築していくことが強く求められている。

こうしたことから、多様な災害に応じた防災力の向上と強靱化の取組が加速され、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指すために、国において取り組むべき施策について、次のとおり提言する。

## 1 緊急輸送ルートへの確保に向けた補助制度の見直し

「大規模修繕・更新補助制度」について、指定都市における制度の採択要件は、全体事業費100億円以上となっているが、各市においては、事業規模の大きい例でも70億円程度であり、実態としては20億円以下の市が大半を占めていることから、活用事例がない。このため、制度を有効に活用できるよう、制度の採択要件を事業規模の実態に即した金額に緩和するとともに、必要となる財源の確保に努めること。

### 【背景】

地震等の大規模災害発生直後から救援活動や支援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うためには、緊急輸送道路の通行機能確保が重要である。

国においても、自治体が行う道路・橋梁の耐震補強や、トンネルなど道路施設全般に関する計画的な老朽化対策等に対し、社会資本整備総合交付金等により財政支援が行われているが、様々なニーズがある中で、道路施設以外にも交付対象事業があることなどから、今後、益々需要が見込まれる老朽化対策等に対して十分な財源が確保できない状況にある。このことから、課題の解決策として「大規模修繕・更新補助制度」の活用が考えられる。

この制度は、国庫債務負担行為制度により、複数年の事業に対応できるとともに、個別の事業ごとに採択されることから、確実に予算が充当されるため、事業の進捗が見込まれるが、全体事業費に係る要件が指定都市の実態と合致していないため、活用事例がない。

## 《指定都市における橋梁やトンネルなどの修繕・更新事業の実態》



### ◎国による大規模修繕・更新補助制度

指定都市の場合、全体事業費 100 億円以上が採択要件  
・・・制度の活用事例がない



採択要件を事業規模の実態に即した金額に緩和するとともに、  
必要となる財源の確保に努めること

## 2 沿道建築物の耐震化の促進に向けた補助制度の見直し

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化する路線の指定について、大規模地震では被害が広域に及ぶことが想定されることから、指定都市が路線を指定する際には、自治体の求めに応じて、国において、都府県境を越える広域的な観点から検討し、優先すべき路線を示すこと。

広域的な視点での緊急輸送道路の通行機能確保といった国土強靱化の取組は、国の責務でもあることから、耐震診断については全額国の負担とするとともに、改修工事についても自治体における耐震改修補助制度の取組や該当建築物の所有者による耐震改修が促進されるよう、国の負担割合を引き上げること。

### 【背景】

各地の防災拠点や主要な地域を結ぶ緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化は、大規模地震発生時における円滑な救援活動や支援物資等の速やかな搬送、避難路の確保につながることから重要である。

国においては、平成25年に耐震改修促進法を改正し、制度を見直した中で、沿道建築物の耐震化を進めているが、財政負担等の理由から、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化する路線の指定は進んでいない。また、路線の指定が行われている場合において、該当する建築物の所有者による耐震改修も、進捗していない状況にある。

《緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化する路線の指定》

○路線の指定は進捗していない。また、該当する建築物の所有者による耐震改修も、進捗していない状況



◎自治体の求めに応じて、国において、都府県境を越える広域的な観点から検討し、優先すべき路線を示すこと

《緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化している自治体》

11 都府県

6 指定都市

(平成 28 年 9 月末現在)

《耐震診断義務化路線の沿道建築物に対する支援制度（耐震対策緊急促進事業）》

○耐震診断補助（法の規定により全額公費負担） 【標準的な負担割合】

国：1 / 2	自治体：1 / 2	
○補強設計補助		
国：1 / 2	自治体：1 / 3	所有者：1 / 6
○改修工事補助		
国：2 / 5	自治体：1 / 3	所有者：4 / 15

負担減

◎国の現行の負担割合

1 / 2 (耐震診断)	→ 全額国の負担
1 / 2 (補強設計)、2 / 5 (改修工事)	→ 負担割合を引き上げ

このことにより、「自治体と所有者の負担が軽減」



### 3 基幹的広域防災拠点の分散化

国と地方の関係機関が連携し、被災地の支援が迅速かつ的確に実施できるよう、設置場所の地域特性や被災可能性を十分に考慮した上で適正な配置計画を定め、周辺地域の拠点である指定都市を候補として、臨海部の他にも内陸部を含めた場所に複数の基幹的広域防災拠点を整備すること。

#### 【背景】

首都直下地震や南海トラフ地震を想定し、現在、東京湾臨海部や大阪湾の堺泉北港に基幹的広域防災拠点が整備されているが、地震大国である我が国では、大規模地震がいつどこで発生するか予測が困難であり、当該拠点が地震や津波等に直撃される事態も想定される。このため、様々な地域に複数の基幹的広域防災拠点を分散配置することが重要である。

## 《基幹的広域防災拠点の整備状況》

### ◎東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（平成 20 年度整備）

首都直下地震を想定

- 有明の丘地区
  - ・現地対策本部の設置など
- 東扇島地区
  - ・物流に関するコントロールなど



### ◎堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点（平成 24 年度整備）

南海トラフ地震を想定

- ・救援物資の中継・分配機能など



◎大規模地震はいつどこで発生するか予測が困難であり、当該拠点が地震や津波等に直撃される事態も想定される



臨海部の他にも、内陸部を含めた場所に複数の基幹的広域防災拠点を整備すること

## 4 被害認定調査の基準等の見直し

これまでの被害認定調査における実情を踏まえ、多くの職員を派遣した指定都市の意見も聞きながら、調査内容及び調査方法の簡素化など、国の『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』を見直すこと。

被害認定調査への従事について、現地での被災者の早期な生活再建を支援するため、国や都道府県職員の派遣など、災害発生時に関係機関が連携して対応できる協力体制や仕組みづくりの構築を進めること。

### 【背景】

熊本地震における住家の被害認定調査や、それに基づく罹災証明の発行は、熊本県による本年10月下旬のまとめによると、証明書の発行件数が約17万7千件であり、全国の自治体から延べ約10万人の職員が動員されたものの、事務処理に多くの時間を要する結果となった。また、東日本大震災における事務処理においても同様の実情があり、事務処理件数は膨大であった。罹災証明は、家屋等の修繕や被災者支援の基礎となり被災者の早期生活再建等のため、その迅速な事務処理が極めて重要である。

《災害に係る被害認定調査や罹災証明書の交付状況》

東日本大震災や熊本地震では、住家の被害認定調査の件数が膨大で、事務処理に多くの時間を要した

◎熊本地震における熊本県内の実施状況

(平成 28 年 10 月 25 日現在)

罹災証明書	交付件数 176,768 件 交付件数の内訳 全壊：12,599 件、大規模半壊：11,696 件 半壊：45,394 件、一部損壊：107,079 件
被害認定調査	第1次調査実施件数：189,672 件 第2次調査実施件数：47,432 件 再調査実施件数：1,883 件

◎全国の自治体から、延べ約 10 万人の職員が動員

◎罹災証明は、被災者の早期な生活再建のため、その迅速な事務処理が極めて重要

調査内容及び調査方法の簡素化  
国の『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』を見直し

被害認定調査への従事について  
国や都道府県職員の派遣など関係機関が連携して対応できる協力体制や仕組みづくりを構築

◎罹災証明書の交付までの流れ

